

大学・短期大学奨学生 募集のしおり

公益財団法人 **横 萬 育 英 財 団**

向学心に富み、有能な資質を持つ学生に対し、奨学援護を行うことにより社会への有用な人材を育成し、併せて教育の振興を図ることを目的として、当財団では次の要領により奨学生を募集します。

1 出願資格

次の条件をすべて満たすことが必要です。

- (1) 日本国民であって、大分県内に5年以上住所を有する者の子弟（扶養義務者が、現在単身赴任等で県外在住の場合を含む）であること。
- (2) 学校教育法第1条に規定する大学・短期大学（通信教育課程、別科、専攻科及び大学院は除く）に進学し、
 - ア. 人物・学業ともにすぐれ、健康で、向上心があり将来有望と認められること。
 - イ. 特に学校長の推薦による者。

2 募集人員

1年生 10名程度（特別選考奨学生3名程度含む）

3 支給金額

年間30万円（返済を要しない）

但し、年2回（7月と12月に各15万円）に分けて支給します。

4 支給期間

4月から在学する学校の正規の最短修学期間のうち最初の1年間を原則とします。

但し、特別選考奨学生については、最短修学期間（大学4年間、6年制の場合は6年間、短大2年間）までの延長給付を可能とします。

5 出願手続

出願者は次の書類を当財団に提出して下さい。

- ① 大学奨学生願書……（財団所定の用紙）
 - ② 家庭事情調書……（財団所定の用紙・できるだけ詳しく書いて下さい）
 - ③ 推薦書……（財団所定の用紙で高等学校により封緘したもの）
- ※ 財団所定の用紙①～③については、コピーした用紙（A4サイズ）の使用可。
- ④ 学業成績証明書……（高等学校に備え付けの用紙で未開封のもの・卒業時までの3年間分）
 - ⑤ 所得証明書……（市町村所定の用紙で家計支持者の直近の所得を市町村長が証明したもの）
 - ⑥ 保護者の住民票の写し……（市町村長が証明したもの）
 - ⑦ 家庭事情調書による添付書類……（該当者のみ）

6 出願期間

3月1日から4月30日まで

（郵送の場合は4月30日の消印があるものまで受け付けます）

7 採用決定

6月末迄に決定通知を送付します。

[注] 不採用者には通知しませんのでご了承願います。

8 他団体奨学金との重複

当財団では、他団体奨学金との重複は規制していません。併給可。

9 支給停止

奨学生が休学又は長期欠席した場合、或いは学業又は性行等の状況により補導の必要があると認めた場合及び財団所定の手続きを怠った場合は奨学金の支給を停止することがあります。但し、その理由がなくなった場合は所定の手続きを行い復活することができます。

10 応募書類は奨学生選考・通知・連絡・面接・指導及び個人を特定しない範囲での各種統計・分析資料以外には使用しません。

11 受付及び問い合わせ先

公益財団法人 横萬育英財団

〒870-0047 大分市中島西2丁目5番13号 ノースセンチュリープラザ101号

TEL：097-534-6725

FAX：097-538-8835